

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

コーポレート・ガバナンスの基本は、お客様に信頼される企業経営の推進にあると考えております。
また経営環境の変化に応じた経営組織の整備や法令・定款の遵守、経営意思決定のスピード化、合理化に最大限の努力し、企業価値の一層の向上を図っております。
このことを経営における重要な課題であると認識し、下記のような理念・方針のもと会社運営をいたしております。

[基本理念]

『オンリー・ワン』

当社は、「オンリー・ワン」企業を目指し、「新5S」の活動を通してお客様満足度を高めます。

[基本方針]

『お客様満足度を高める新5S』

当社は、お客様満足度を高め、「オンリー・ワン」企業となるため、「新5S」を掲げております。

Smile (お客様・従業員の笑顔)

Safety (安心・安全性の向上)

Specialty (競争力の強い独自の瓦製品や技術)

Slim (スリムな財務体質)

Speed (経営のスピード化)

[品質・環境スローガン]

『すべてはお客様のために』を实践するため、当社は品質・環境スローガンを定めております。

「顧客に喜ばれ信頼される商品を提供します」

1. 何事にもお客様の意見を大切に行動します。

1. 何事にもチャレンジ精神をもって行動します。

1. 何事にも迅速確実に行動します。

1. 法令順守に努めます。

1. エネルギーの使用量削減に努めます。

1. 原材料の3R活動に努めます。

なお、今般、当社を取り巻く事業環境が急速に変化する中、経営に関する意思決定の更なる迅速化、取締役会における経営戦略等の議論の一層の充実と監督機能の強化を目的として、当社は、2020年9月28日開催の第57回定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

当社は、JASDAQ上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則(5項目)をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社マルイシ	19,500	5.51
石川 大輔	19,050	5.38
新東役員持株会	18,600	5.25
石川 達也	18,450	5.21
岡崎信用金庫	18,300	5.17
瀬下 信行	15,500	4.38
株式会社愛知銀行	14,400	4.06
石岡 真千子	13,560	3.83

三菱UFJ信託銀行株式会社	13,087	3.69
矢澤 徳仁	12,300	3.47

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西垣 誠	弁護士											
中根 祥雄	他の会社の出身者							△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西垣 誠	○	○	弁護士	弁護士の資格を有しており、そこで培った業務経験や専門知識を持っており、法務に関する相当程度の知見を有しております。また、独立性基準及び開示加重要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております。
中根 祥雄	○		2011年まで当社の取引先金融機関である岡崎信用金庫の業務執行者として勤務しておりました。	金融機関の出身であり、そこで培った業務経験や専門知識を持っており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

[監査等委員会]

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

なし

現在の体制を採用している理由 更新

当社は、監査等委員会において、常勤監査等委員を選定しており、監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人を置いておりませんが、監査等委員会から要求があった場合は監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くものとしています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は、会計監査人および内部監査室等と情報共有・意見交換を定期的に行い、連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

1名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新

実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬については、会社の業績や経済環境を勘案して総合的に決定しているため、インセンティブによる意識付けを必要としていないと考えています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況 更新

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

[社外取締役のサポート体制]

更新

社外取締役の職務を補佐する専任スタッフはおりませんが、事務局である管理部が適宜、取締役会等の開催日程を連絡しており、日常の職務の執行に関するサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

(1) 現状の体制の概要

今般、当社を取り巻く事業環境が急速に変化する中、経営に関する意思決定の更なる迅速化、取締役会における経営戦略等の議論の一層の充実と監督機能の強化を目的として、当社は、2020年9月28日開催の第57回定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

<取締役会>

当社の取締役会は、経営の基本方針・経営戦略等の重要な業務執行に関する事項について審議・決定し、また個々の取締役の職務の執行の監督を行っています。なお、迅速・機動的な意思決定を可能とするため、定款の定めに基づき、重要な業務執行の決定の一部を経営陣に委任しており、これらの事項については、当社職務権限規程に基づいて権限が委任された社長以下の執行役員等が決定します。取締役会は7名で構成され、うち2名は社外取締役であります。取締役会は原則1ヶ月に1回開催されています。

<監査等委員会>

当社の監査等委員会は3名で構成され、うち2名は社外取締役であります。監査等委員会は取締役会における議決権の行使及び、株主総会における取締役（監査等委員である取締役を除く）の人事、報酬に関する意見陳述権を通じて、取締役会の意思決定過程及び取締役の業務執行状況の監査・監督を行っています。また監査等委員会は取締役会をはじめとする各種会議に出席し、当社に課題や懸念事項等の情報を収集し、適正に関し監査・監督をしています。

<内部監査の状況>

当社の内部監査の組織は、社長直属の監査室を設置して専任者（監査室長1名）と各部門より社内横断的に兼任者（担当者2名）を選任して、組織的かつ統合的な内部監査活動を行っています。また、内部統制報告制度に関する監査も行っております。監査室は常勤の監査等委員である取締役と連携を取りながら監査を行います。監査等委員会と監査室においても、相互の連携を図るために、定期的な情報交換の場を設置し、年度計画の遂行状況の確認及び調整ができるような体制の整備を進めております。

<会計監査の状況>

当社の会計監査につきましては、当社と監査契約を締結している栄監査法人が監査を実施しています。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、林浩史、近藤雄大であり、栄監査法人に所属しています。継続監査期間については2年であります。また、会計監査業務に係った補助者は、公認会計士3名であります。

(2) 監査等委員会の機能強化に関する取組み状況

当社における監査等委員会は、常勤取締役である牛田修、社外取締役である西垣誠、中根祥雄の計3名であります。監査等委員は、監査等委員会で定めた監査方針・監査計画・業務の分担に基づき、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からの業務状況の聴取や重要な決裁書類の閲覧などにより、取締役の職務執行状況を監査しております。更に、会計監査人から監査計画の説明及び会計監査結果の報告を受けるほか、定期的な情報交換や意見交換を行い、緊密な連携をとっております。

(3) 役員報酬の決定

報酬総額は株主総会の承認により決定し、当社における一定の基準に従い監査等委員以外の取締役の報酬は、取締役会の決議により決定し、また監査等委員である取締役の報酬は監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当社は2020年9月28日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款変更の承認を受けて、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

当社では、社外取締役が過半数を占める監査等委員会の設置により、取締役会の監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化が図れるものと考えており、現状の体制を採用いたしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

実施していません。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書等を掲載しています。 http://www.shintokawara.co.jp/company/library.html	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において「内部統制システムに関する新東グループの基本方針」を次のとおり決定しており、この方針に基づいて効果的な内部統制システムの構築を目指し、継続的に改善を図ってまいります。

[内部統制システムに関する新東グループの基本方針]

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、企業環境の激変に的確に対応し、お客様や社会からの期待に応える企業として成長すべく、日常の行動の考え方の基準となる「新東企業行動憲章」を定めます。当グループの役員・従業員一人ひとりがコンプライアンスを実践し、企業倫理を形成することにより、組織・個人が一体となりコンプライアンスに取り組むことといたします。
- (2) 当社は、代表取締役直轄の組織として監査室を設けております。監査室長は、監査等委員と連携のもと、計画に基づいて定期的に監査業務を行っており、各部署において適正に職務執行されていることを確認の上、社長に報告しております。
- (3) 当社は、コンプライアンスに関する相談窓口を監査室に設置しております。また「公益通報者保護規程」を制定し、通報した人が不利益を受けないことを保障しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る文書・情報の取扱いは、法令や社内規程に基づき、文書等の保管を行います。
- (2) 文書管理規程、ITに関する規程等は、必要に応じて適時見直しをいたします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、想定されるあらゆるリスクの洗い出しを行い、リスクを軽減するような対策に最大限努めます。
- (2) 諸規程の改廃や新たな規程の制定等、社内規程の整備が適切に行われる体制を整えます。
- (3) 有事の際は、代表取締役を本部長とした対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を最小限に止めるよう危機管理体制を整備いたします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。またその運用に関しては、「取締役会規程」を制定し、適正に運用しております。
- (2) 業務遂行を円滑に行うため、部長会や全社会議等重要会議体を設け、経営判断が的確かつ迅速に行える体制を構築しております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社に対する適切な経営管理を行うことといたします。

6. 監査等委員を補助する使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員の職務の補佐は、監査室との緊密な連携をもって行うことを基本方針といたします。なお、監査等委員会から要求があった場合は、使用人を配置し、評価等に関しては監査等委員会の同意を得て決定するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保いたします。

7. 取締役及び使用人の監査等委員会への報告体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて、もしくはこれによらず重要な事項について、速やかに監査等委員会へ報告するものとします。
- (2) 監査等委員会は、重要な意思決定や業務執行等の状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席し、必要に応じて、意見・質問を述べます。
- (3) 代表取締役は、監査等委員会との意見交換を定期的に行います。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の適正な提出に向け、有効かつ適切な内部統制の構築を行い、また継続的に評価、見直しをし、適正な運用を図ることといたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

[反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方]

当社及び当グループは、「新東企業行動憲章6. 人権の尊重および反社会的勢力への対応」において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を示しております。

[反社会的勢力排除に向けた体制]

当社及び当グループは、反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不当な要求等に対しては毅然とした姿勢で対応し、問題が生じた場合は、顧問弁護士や所轄警察署等と連携して対処いたします。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	更新	なし
-------------	----	----

該当項目に関する補足説明

――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンスの充実に向け、社内体制の強化を図るとともに、社員教育の充実・経営の健全化をより一層高めてまいります。

